

離婚後の単独親権「合憲」

東京地裁「規定に合理性ある」

離婚すると父母の一方しか子どもの親権が持てない「単独親権」制度は憲法に違反するとして、東京都の男性会社員が国に165万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は17日、請求を棄却した。同制度について「合理性が認められ、

「合憲性がある」として「合憲」と判断を示した。松本真裁判長は、単独親権を定めた民法の規定は離婚した父母が通常別居し、関係が必ずしも良好でないことが前提で「子どもの監護や教育に

ついて適時に適切な判断ができるようにする目的がある」と指摘した。その上で「子の利益を損なう事態を避けるため、父母のうち、より適格な者を親権者に指定する規定に合理性はある」と判断した。

男性は、単独親権について「幸福追求権や法の下の平等に反する」と主張。離婚後も父母が共に親権を持つ「共同親権」制度を創設しないのは立法不作為だと訴えたが、判決は「共同親権を認めるか否かは、国会の合理的な裁量権の行使に委ねるべきだ」と退けた。判決によると、男性は離婚訴訟で敗訴が確定し、元妻との間の子ども2人の親権を失った。

男性の代理人は、単独親権に関する同様の訴訟は複数あり、判決は初めてとしている。海外主要国の多くが共同親権を認めており、上川陽子法相は10日、家族法制の見直しなどを法制審議会に諮問した。養育費の確保策と並び、共同親権も論点の一つとなる見通したが、父母の対立が続く場合、子が混乱して不安定になる、と懸念する声も根強くある。